

(表面)	
新宿区・東京都・国の役割	
(P63～P66)	
○ 新宿区の役割	(P64)
基礎自治体である新宿区の役割は、ホームレス状態にある人に対し、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけることです。また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉の視点から居宅・地域生活を継続する支援を行います。 区民に最も身近な基礎自治体として、「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指し、「セーフティネットの整備充実」を進め、ホームレス問題に取り組んでいきます。 - 施策の総合化を図る。 - 地域のネットワークづくりを推進する。 - 情報の発信、施策の要望・提言を行う。	
○ 東京都の役割	(P65)
東京都の役割は、東京23区との協議や国との連携により、施設の整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することです。 東京23区のホームレス対策については、今後もこれまで以上に都区共同事業として推進することが必要です。 - 強力なリーダーシップを発揮する。 - 東京23区への積極的な調整、助言及び情報提供を行う。 - 国への働きかけを強化する。	
○ 国の役割	(P65～P66)
国の役割は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することです。 ホームレスに対する、就労や住宅対策をはじめ、各種助成・貸付制度による第二のセーフティネットの充実や積極的な財政支援など、国が責任を持って実施していくことを強く求めます。 - 総合的な雇用・住宅対策等を推進する。 - 社会資源の整備を推進する。 - 積極的な財政支援を行う。	

お問合せ	新宿区福祉部生活福祉課
〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号 電話 03-3209-1111 FAX 03-3209-0278	

新宿区 第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画	
新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱え、流入するホームレスが大きな都市問題の一つとなっています。そこで、区は、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけ、平成18年2月に「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、積極的なホームレス対策を実施してきました。14年間にわたる取組により、新宿区のホームレス数は東京都の路上生活者概数調査で平成16年8月の1,102人をピークに、その後は着実に減少し、令和元年8月には102人となっています。しかし、路上生活が長期化・固定化した高齢層や不安定な就労に従事する若年層、地域での生活を維持できず路上生活を繰り返す人などへの支援が、引き続き課題となっています。（P7～P28） 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成29年6月には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限が令和9年（2027年）まで延長されました。国は、これらの法律を踏まえ、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「国の基本方針」という）を改定し、東京都は、平成31年3月に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）」（以下、「都の実施計画」という）を策定しました。 これらの課題及び内容を踏まえ、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズに応じた総合的な施策の展開を図ります。	
〔基本方針〕 (P1～P2・P67～P68) ◎ 第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画を基本的に継承します。 ◎ 生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の内容を踏まえ、ホームレス像の変化に対応するため、次の3つのポイントを中心として、これまでの成果を活かして、取り組んでいきます。 ポイント1 固定・定着化が進む高齢層に対する支援 ポイント2 若年層に対する支援 ポイント3 再路上化への対応	
〔ホームレスの定義とタイプ〕 (P4～P5) ◎ 第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画におけるホームレスの定義 この推進計画では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」に加えて「見えにくいホームレス」、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も引き続き対象とします。 ◎ ホームレスのタイプ 限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るために、下記の三つのタイプ別にホームレスのニーズを把握します。 タイプ1 概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層 タイプ2 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層 タイプ3 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されれば、すぐにでも自立ができる層	

〔 八 つ の 基 本 施 策 〕

- 1 相談体制の機能強化 2 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実（支援方法の判断・評価） 3 福祉的支援の条件整備
- 4 施設・住宅資源の確保 5 就労支援 6 人的資源の開発とネットワークづくり 7 公共施設の適正管理 8 人権啓発

◆ 具 体 的 な 施 策 の 推 進

1 相談体制の機能強化（P68～P70）

相談体制は、ホームレスのタイプや支援段階に関わらず、欠くことのできないホームレス対策の基本です。相談・助言の際は「はじめの相談」「施設入所中の相談」など段階的に行うことで効果的な支援に結びつけます。また、必要に応じて保健師や看護師等による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施します。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 【はじめの相談】 | ①拠点相談所（新宿区） |
| | ②巡回相談事業（都区共同） |
| 【施設入所中の相談】 | ③巡回相談一時宿泊支援事業（新宿区・民間団体） |
| | ④地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（新宿区） |
| 【アパート生活後の相談】 | ⑤訪問サポート：地域生活安定促進事業（新宿区） |
| | ⑥地域生活継続支援事業（都区共同） |

2 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実（支援方法の判断・評価）（P71）

アセスメントは、ホームレスになった要因等を把握し、個々の状況に応じた自立施策に結びつけるホームレス対策共通の仕組みです。生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って支援方法の判断・評価を行い、支援の充実に努めます。

生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実（支援方法の判断・評価）（新宿区・民間団体）

3 福祉的支援の条件整備（P71～P72）

食料やシャワーの提供といった応急援護は、ホームレスの自立支援の第一歩です。また、地域での生活を継続するために「年金調査」や「住民登録の設定」など福祉的支援の条件整備をして、自立への支援をします。

- ①応急援護事業（新宿区）
- ②心身の健康に関する支援（新宿区・都区共同）
- ③年金の調査（新宿区）
- ④住民登録の設定（新宿区）

4 施設・住宅資源の確保（P72～P75）

施設・住宅資源の確保は、ホームレスが自立するうえで、まず必要となる施策の大きな柱です。高齢層の地域生活への移行や再路上化の防止のためにも、相談や、支援体制を併せ持った施設・住宅資源の確保が必要です。国や東京都等に財政支援や既存資源等の有効活用を求め、整備に努めます。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 【緊急対応型】 | ①民間宿泊所の借上げ・給食宿泊場所の確保（新宿区） |
| | ②緊急一時保護事業（自立支援センター）（都区共同） |
| 【地域生活移行・定着型】 | ③自立支援ホーム（新宿区） |
| | ④自立支援事業（自立支援センター）（都区共同） |
| | ⑤自立支援事業（自立支援住宅）（都区共同） |
| | ⑥支援付地域生活移行事業（都区共同） |
| | ⑦生活支援付き住宅（施設）の整備（国・東京都・新宿区） |
| | ⑧住宅の確保（国・東京都） |

5 就労支援（P76～P77）

新宿区は、国や東京都と連携を深めながら、拠点相談所での就労相談、生活保護を受給している元ホームレスに対する就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」等の案内を行います。区内に居住するホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人等には、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。

- ①就労支援（新宿区）
- ②就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化（国・東京都・新宿区）
- ③雇用対策における第二のセーフティネットの充実（国・東京都）

6 人的資源の開発とネットワークづくり（P77～P78）

ホームレス問題の解決には、区民がより一層、人権意識を持ち、共に解決していくといった視点を持つことが大切です。国や東京都等と広域的な対応を図り、地域の人々の理解や支えあいなどの地域福祉の観点から区民やNPO等支援団体と連携して、問題解決のために共通の認識を深めていきます。

- ①ホームレスの自立支援策の周知（新宿区）
- ②福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事・厚生事務組合）
- ③広域的な関係機関会議の設置（国・東京都）
- ④関係機関・団体等との連絡会議の設置（新宿区）

7 公共施設の適正管理（P79～P80）

公共施設は一定のルールのもとに誰もが自由に快適に利用できる場所でなければなりません。ホームレスが周囲の人の使用を妨げる長時間の占拠等を行ったときは、施設管理者やNPO等支援団体等との連携を十分に図りながら、粘り強く対応します。

- ①大規模公園
- ②中小規模公園
- ③道路等
- ④その他の公共施設

8 人権啓発（P80～P81）

区民や地域団体、NPO等支援団体などが、ホームレス問題への相互理解を深めながら、地域福祉を推進していくために啓発活動に取り組みます。

- ①ネットワークづくり等による啓発
- ②第Ⅳ期推進計画を活用した啓発

【計画の推進体制等】（P87～P88）

○庁内体制 ○国・東京都・東京 23 区との連携の推進 ○就労・医療等関係機関との協力体制づくり

○NPO等支援団体との連携強化

○計画期間：令和 2～6 年度（5 年間）

※計画の推進に当たっては、関係機関と緊密に連携して、各年度の事業の進捗や成果を調査・把握し、その結果や経済・雇用情勢を見極めながら、今後の政策展開につなげていきます。